



平成17年度 保険料納額告知書を発送

本年4月1日付けで平成17年度保険料納額告知書を組合員各位に発送しております。

すでにお手元に届いていることと思いますが、この納額告知書は今後1年間の暫定保険料支払額の目安となるもので、10月に保険料所得割額決定通知書を発送します。

平成17年度の事業方針は、ほぼ16年度を踏襲することとしています。すなわち、医療分保険料は据え置きとしております。

また、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険法による第2号被保険者）の方の介護保険負担額は、平成17年度は1人月額2,590円となっております。（規約第25条第1項第4号による）

なお、療養の給付は現行給付割合を維持し、任意給付も現行どおりとしております。

ただし、3歳未満乳幼児と70歳以上の被保険者は法定給付割合となります。

組合事業運営にあたり、事業方針、予算などの詳細については、『北海道医報（平成17年4月1日）第1039号本誌の道医師国保の頁と別冊附録（公示）』でお知らせしておりますので組合員各位の深いご理解をお願い申し上げます。

※保険料の計算方法

1年間の保険料は組合員の所得に応じた所得割額、組合員（世帯）ごとの平等割額、家族・従業員数に応じた均等割額の3つの医療分保険料に介護保険負担額分を加えて算出します。

所得割額	・組合員の前年中の総所得金額（料率14/1,000） ・第2種組合員（医育機関医師会所属）は所得割加算額として（年）60,000円 *1年間の所得割額の賦課限度額は（年）520,000円
組合員平等割額	・1世帯につき（年）49,200円
均等割額	・家族、従業員1人につき（年）60,000円
介護保険負担額	・介護保険第2号被保険者 1人（月額）2,590円 *法定介護納付金額（平成17年度は1人（年額）45,054円）に69/100を乗じて得た額。（10円未満の端数は、切り捨て）

※保険料所得割額は暫定賦課

所得割額保険料は前年中総所得金額を基礎に算定します。しかし、組合では4月1日の時点ではこの前年中の「総所得金額」は把握出来ません。

そこで、前年中の「総所得金額」がわかるまでの期間（4月～9月）は平成15年中の「総所得金額」を基礎にして仮賦課をしております。このことを暫定賦課といっております。

10月には平成16年中の「総所得金額」を基礎に算定し、所得割額の確定賦課を行い既納保険料と精算いたします。

道医師国保公告

平成17年5月1日 道医国保公示第306号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 飯塚弘志

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員が、次のとおり変更されたのでこれを公示する。

◎退任された議員

横山 進（紋別：平成17年3月31日退任）

◎就任された議員

門馬 靖宏（紋別：平成17年4月1日就任）